

契 約 条 項

この契約条項は商品をレンタルするにあたり、お客様に守っていただく事項を定めたものです。

1 確認について

レンタル商品のお引き渡し及びご返却時には当社担当者立会いのもと機種、数量、破損の有無等の確認をします。

2 料金について

レンタル料金は前払いで、事前のお振り込みまたは機材のお届け時、お引き渡し時に現金でお支払い頂きます。

レンタル商品の使用期間の延長、または返却を延長した場合規定の超過（延長）料金の支払いが発生致します。（1時間辺り総額の10%）

レンタル商品を期間途中でご返却の場合でも、期間満了までの料金とし返金は致しません。

3 運搬、配送について

運搬をご依頼の場合、機材車両から会場まで運び入れのお手伝いをお願い致します。

お手伝い無き場合は別途手数料を頂戴致します。 アンプ1台辺り片道 1,000円(税別)

また、会場及び式場スタッフの手伝いはお断りしております。

機材車両の駐車スペースの確保をお願い致します。 無理な場合は有料駐車場に停めての作業になりますので、駐車料金のご負担をお願い致します。

また、ほとんどのレンタル商品はケース類に入っておりますので、その空きケースの置き場の確保もお願い致します。

会場との搬出入等の打ち合わせはお客様でお願いいたします。

4 使用について

レンタル商品は使用目的に合った使用をして頂き、利用保管については十分な注意をお願い致します。

ご利用期間中の事故、破損、紛失等は過失の有無を問わずお伝え下さい。

その場合修理等に要した費用はお客様のご負担になります。

また、通常の使用による損耗以外に返却不能や修理不能になった場合はその商品の市場価格で弁済して頂きます。

使用場所が屋内外問わず汚れや清掃が必要な場合は別途料金を頂戴いたします。

特にテープ等の貼り残しや剥がした後の粘着質の残りはご注意ください。清掃料金の対象になります。 なお海岸や海の家でのご利用はお断りしております。

5 損害に対する責任について

レンタル商品に欠陥が有り、お客様の使用目的を達成出来ない場合は代替品をご提供をいたしますが、不可能な場合はその商品のレンタル料金の払い戻しをもってこの契約は満了とします。

よってお客様に生じた損害については当社は一切その責任を負わないものとします。

また如何なる場合でも当社が負担する損害賠償額は、お客様がお支払いになったレンタル商品のお支払額をもって、その上限とします。

6 禁止事項について

お客様はいかなる場合に於いてもレンタル商品を第三者に使用させたり、譲渡、質入れ、オークション等の利用による転売をしてはいけません。

7 キャンセル料について

使用時間の15日前		ご契約金額の10%
14日から8日前	〃	25%
7日から2日前	〃	50%
前日と当日	〃	100%

が発生致します。

以上をよくお読み頂いてご理解の上お申し込みをなさって下さい。

有限会社キャラバン サウンドシップ